

(2) 空港施設

ア 空港施設の現状

現状						図表番号																																																																
<p>(7) 空港施設の種類の種類、設置数等</p> <p>空港は、空港法（昭和 31 年法律第 80 号）に基づき、拠点空港（会社管理空港、国管理空港、特定地方管理空港）、地方管理空港、共用空港及びその他の空港に区分されており、各空港の設置数及び管理主体等は、次表のとおりである。</p>						表(2)-ア-①																																																																
<p>表 1 空港の種類及び設置数等 (単位：空港)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">設置主体</th> <th rowspan="2">設置数</th> <th colspan="3">管理主体</th> <th rowspan="2">概要</th> </tr> <tr> <th>国土交通大臣等</th> <th>都道府県知事等</th> <th>空港株式会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点空港</td> <td></td> <td>28</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港</td> </tr> <tr> <td>会社管理空港</td> <td>空港株式会社</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港</td> </tr> <tr> <td>国管理空港</td> <td rowspan="2">国土交通大臣</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>東京国際空港及び国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港</td> </tr> <tr> <td>特定地方管理空港</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>旭川、帯広、秋田、山形及び山口宇部の各空港</td> </tr> <tr> <td>地方管理空港</td> <td>都道府県知事等</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>54</td> <td>0</td> <td>拠点空港以外の空港であって、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港</td> </tr> <tr> <td>共用空港</td> <td>防衛大臣等</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>日本国政府又は日本国民が使用する飛行場であって公共の用に供する空港</td> </tr> <tr> <td>その他の空港</td> <td>国土交通大臣、都道府県知事等</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>空港のうち、拠点空港、地方管理空港及び公共用ヘリポートを除く空港</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>98</td> <td>28</td> <td>67</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							種類	設置主体	設置数	管理主体			概要	国土交通大臣等	都道府県知事等	空港株式会社	拠点空港		28	20	5	3	国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港	会社管理空港	空港株式会社	3	0	0	3	成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港	国管理空港	国土交通大臣	20	20	0	0	東京国際空港及び国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港	特定地方管理空港	5	0	5	0	旭川、帯広、秋田、山形及び山口宇部の各空港	地方管理空港	都道府県知事等	54	0	54	0	拠点空港以外の空港であって、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港	共用空港	防衛大臣等	7	7	0	0	日本国政府又は日本国民が使用する飛行場であって公共の用に供する空港	その他の空港	国土交通大臣、都道府県知事等	9	1	8	0	空港のうち、拠点空港、地方管理空港及び公共用ヘリポートを除く空港	計		98	28	67	3
種類	設置主体	設置数	管理主体			概要																																																																
			国土交通大臣等	都道府県知事等	空港株式会社																																																																	
拠点空港		28	20	5	3	国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港																																																																
会社管理空港	空港株式会社	3	0	0	3	成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港																																																																
国管理空港	国土交通大臣	20	20	0	0	東京国際空港及び国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港																																																																
特定地方管理空港		5	0	5	0	旭川、帯広、秋田、山形及び山口宇部の各空港																																																																
地方管理空港	都道府県知事等	54	0	54	0	拠点空港以外の空港であって、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港																																																																
共用空港	防衛大臣等	7	7	0	0	日本国政府又は日本国民が使用する飛行場であって公共の用に供する空港																																																																
その他の空港	国土交通大臣、都道府県知事等	9	1	8	0	空港のうち、拠点空港、地方管理空港及び公共用ヘリポートを除く空港																																																																
計		98	28	67	3																																																																	
<p>(注) 1 法令及び国土交通省の資料に基づき当省が作成した。 2 平成 22 年 12 月 1 日現在である。</p> <p>空港施設は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）等において、航空保安施設（航空保安無線施設等）、空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン及び着陸帯等）及び旅客ターミナルとされている。</p>																																																																						
<p>表 2 空港施設の種類の種類及び主な構造物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>空港施設の種類の種類</th> <th>主な構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空保安施設</td> <td>航空保安無線施設（電波により航空機の航行を援助するための施設）、航空灯火（灯光により航空機の航行を援助するための施設）等</td> </tr> <tr> <td>空港土木施設</td> <td>滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路・駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物等</td> </tr> <tr> <td>旅客ターミナル</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						空港施設の種類の種類	主な構造物	航空保安施設	航空保安無線施設（電波により航空機の航行を援助するための施設）、航空灯火（灯光により航空機の航行を援助するための施設）等	空港土木施設	滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路・駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物等	旅客ターミナル	—																																																									
空港施設の種類の種類	主な構造物																																																																					
航空保安施設	航空保安無線施設（電波により航空機の航行を援助するための施設）、航空灯火（灯光により航空機の航行を援助するための施設）等																																																																					
空港土木施設	滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路・駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物等																																																																					
旅客ターミナル	—																																																																					
<p>(注) 1 航空法等に基づき当省が作成した。 2 「重要な構造物」とは、橋梁、擁壁、各種カルバート及び共同溝等をいう。</p>																																																																						

本行政評価・監視では、空港施設のうち、国土交通省が予防保全的な管理を推進している空港土木施設の基本施設である滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯及び重要な構造物を調査対象とした。

今回、調査した 18 空港管理者（9 空港事務所及び 9 都道府県等）が管理する 19 空港（9 国管理空港、3 特定地方管理空港及び 7 地方管理空港（以下、特定地方管理空港及び地方管理空港を総称して「地方管理空港等」という。)) の空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン及び着陸帯）の面積は、次表のとおりである。

表 3 空港土木施設の種類及び面積 (単位：㎡)

空港の種類	施設の種類	面積
国管理空港	滑走路	1,807,890
	誘導路	4,630,030
	エプロン	4,229,151
	着陸帯	11,187,600
地方管理空港等	滑走路	1,176,686
	誘導路	439,427
	エプロン	437,879
	着陸帯	6,156,000
計	滑走路	2,984,576
	誘導路	5,069,457
	エプロン	4,667,030
	着陸帯	17,343,600

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成 22 年 12 月 1 日現在である。

#### (イ) 空港土木施設の老朽化の進行状況

調査した 18 空港管理者が管理する 19 空港の滑走路のうち、平成 22 年 12 月 1 日現在、設置又は改良後 10 年以上経過 (注) した面積をみると、国管理空港では 161 万 8,890 ㎡のうち 64 万 4,500 ㎡ (39.8%)、地方管理空港等では 117 万 6,686 ㎡のうち 47 万 1,002 ㎡ (40.0%) となっている。

(注) 国土交通省では、滑走路(アスファルト舗装)の設計供用期間を 10 年としている。

表 4 設置又は改良後 10 年以上経過した空港土木施設(滑走路)の面積 (単位：㎡、%)

区分		滑走路
国管理空港	総面積	1,618,890(100)
	うち 10 年以上経過した面積	644,500(39.8)
地方管理空港等	総面積	1,176,686(100)
	うち 10 年以上経過した面積	471,002(40.0)
計	総面積	2,795,576(100)
	うち 10 年以上経過した面積	1,115,502(39.9)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )内は、構成比である。  
3 平成 22 年 12 月 1 日現在である。  
4 調査した 9 空港事務所のうち、1 空港事務所については、東日本大震災で被災し、調査を中断したため除外した。

(ウ) 空港土木施設における施設破損等の発生状況

調査した 17 空港管理者が管理する 18 空港（注）の空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯及び重要な構造物）において、平成 18 年度から 22 年度（12 月 1 日現在）までの間に 555 件の施設破損等が発生し、このうち、施設の老朽化によると考えられるものが 432 件（77.8%）となっている。

（注）調査した 18 空港管理者が管理する 19 空港のうち、1 空港は、老朽化が原因と考えられる施設破損等の件数を把握していないため除外した。

表 5 空港土木施設における施設破損等の発生状況 (単位：件、%)

空港の種類	区分	平成 18 年度	19	20	21	22	計
国管理 空港	施設破損等の発生件数	46 (100)	29 (100)	20 (100)	15 (100)	16 (100)	126 (100)
	うち老朽化が原因	4 (8.7)	1 (3.4)	0 (0.0)	4 (26.7)	6 (37.5)	15 (11.9)
地方管理 空港等	施設破損等の発生件数	11 (100)	97 (100)	72 (100)	113 (100)	136 (100)	429 (100)
	うち老朽化が原因	9 (81.8)	95 (97.9)	70 (97.2)	111 (98.2)	132 (97.1)	417 (97.2)
計	施設破損等の発生件数	57 (100)	126 (100)	92 (100)	128 (100)	152 (100)	555 (100)
	うち老朽化が原因	13 (22.8)	96 (76.2)	70 (76.1)	115 (89.8)	138 (90.8)	432 (77.8)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、構成比である。  
 3 平成 22 年度は、12 月 1 日現在である。  
 4 地方管理空港等における施設破損等の件数は、当省の調査において「損傷事故等」として把握した件数を計上した。  
 5 「うち老朽化が原因」欄は、管理者が、老朽化が原因と考えられると判断したものを計上した。  
 6 調査した 18 空港管理者が管理する 19 空港のうち、1 空港は、老朽化が原因と考えられる施設破損等の件数を把握していないため除外した。

これらの施設破損等の中には、老朽化により滑走路の舗装の剥離が発生し、応急復旧するため同滑走路を閉鎖し、航空機が 4 便遅延となるなど、利用者に影響を与えているものがみられた。

表6 空港土木施設における施設破損等の例

発生日月	施設名	施設破損等の概要	利用者等への影響
平成19年 7月26日	誘導路	経年劣化によりわだち掘れが発生	なし
平成20年 5月29日	立入禁止柵	老朽化、塩害により腐食	不法侵入者等に対するセキュリティに影響
平成21年 4月23日	エプロン、誘導路	経年劣化によりエプロンの角欠け及び誘導路のクラックが発生	なし
平成21年 8月10日	滑走路	舗装劣化により舗装剥離が発生	運用時間内での補修実施に当たり、一部施設閉鎖が必要となったため、航空機運航に影響（4便に遅延発生）
平成21年 8月21日	誘導路	経年劣化により舗装が損傷し飛散	なし
平成22年 6月10日	誘導路	劣化により舗装剥離が発生	なし

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 空港土木施設の維持管理費用等の推移

空港土木施設の整備及び維持管理に係る事業の実施主体及び事業費等は次表のとおりであり、地方管理空港等の維持管理費は、地方公共団体の負担となっている。

表7 空港土木施設の整備及び維持管理に係る実施主体及び事業費名等

空港の種類	整備	維持管理
国管理空港	国土交通省が整備 (社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(空港整備事業費))	国土交通省が維持管理 (国負担 10/10) (社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(空港等維持運営費))
特定地方管理空港	国土交通省が整備 (社会資本整備事業特別会計空港整備勘定)	地方公共団体が維持管理 (当該空港を管理する地方公共団体 10/10)
地方管理空港	地方公共団体が整備 (社会資本整備事業特別会計空港整備勘定)	地方公共団体が維持管理 (当該空港を管理する地方公共団体 10/10)

(注) 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

調査した9空港事務所及び9都道府県等が管理する19空港のうち、空港土木施設の整備・改良及び維持管理に係る事業費を把握している9空港事務所及び7都道府県等が管理する17空港において、空港土木施設の整備・改良及び維持管理に係る事業費に占める維持管理費の割合は次表のとおりである。

表8 国管理空港の空港土木施設の整備、改良及び維持管理に係る事業費の推移  
(単位:百万円、%)

区分	平成18年度	19	20	21	22	計
整備・改良費及び維持管理費	172,737 (100)	180,935 (100)	153,980 (100)	148,287 (100)	119,457 (100)	775,396 (100)
うち維持管理費	1,831 (1.1)	1,801 (1.0)	1,766 (1.1)	1,696 (1.1)	1,863 (1.6)	8,957 (1.2)

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 ( )内は、構成比である。

表(2)-ア-②

- 3 平成18年度から21年度は執行済額を、22年度は予算額を計上した。  
 4 「うち維持管理費」欄は、調査した空港事務所の区分による。

表9 地方管理空港等の空港土木施設の整備、改良及び維持管理に係る事業費の推移  
 (単位:百万円、%)

区分	平成18年度	19	20	21	22	計
整備・改良費及び維持管理費	4,167 (100)	4,461 (100)	4,330 (100)	3,887 (100)	3,608 (100)	20,453 (100)
うち維持管理費	2,669 (64.1)	2,549 (57.1)	2,673 (61.7)	2,407 (61.9)	2,092 (58.0)	12,390 (60.6)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、構成比である。  
 3 平成18年度から21年度は執行済額を、22年度は予算額を計上した。  
 4 「うち維持管理費」欄は、調査した都道府県等の区分による。  
 5 調査した9都道府県等が管理する10空港のうち、2都道府県等(2空港)では、整備・改良費と維持管理費を区分できないとしているため除外した。

(オ) 空港の収支状況

- ① 国土交通省では、全国の20空港事務所のうち19空港事務所(注1)が管理する国管理空港の平成21年度の収支状況の試算結果(注2)を公表しており、19空港のうち17空港(89.5%)において営業損益が赤字となっている。

- (注1) 20国管理空港のうち1空港(大阪国際空港)は試算を行っていない。  
 (注2) 国土交通省では、空港収支の試算に当たって、パターン別に分析を行っており、このパターンのうち、「一般会計財源非配分型(企業会計の考え方を取り入れた空港別収支(損益))」の試算結果による。

- ② 調査した9都道府県等が管理する10地方管理空港等のうち、平成21年度の企業会計の考え方を取り入れた収支を試算している2空港(20%)では営業損益が赤字となっており、また、キャッシュフローベースの収支を試算している8空港のうち、6空港(75%)において歳入・歳出差額が赤字となっている。

- ③ 調査した9都道府県等のうち、5都道府県等では、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加や施設更新に伴う費用の増大が見込まれ、うち2都道府県等では、今後の施設の整備、改良及び維持管理に係る財源確保の見通しが厳しい状況であるとしている。

また、調査した地方管理空港等の管理者からは、点検等の維持管理費を国の補助対象にしてほしいなど財政支援に対する意見・要望がみられた。

表(2)-ア-③

表(2)-ア-④

表(2)ーアー① 空港及び空港施設に関する規程等

○ **空港法（昭和31年法律第80号）（抜粋）**

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理）

第4条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港

五 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置し、及び管理する。

4 第1項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成15年法律第36号）第4条第1項の規定による指定があつたときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。

（国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理）

第5条 前条第1項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

2～4 (略)

附則

（共用空港における基本方針等）

第2条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第3条第2項各号に掲げるもののほか、共用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第四項（a）の規定に基づき日本国政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2 (略)

○ **空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）（抜粋）**

附則

（特定地方管理空港に関する経過措置）

第3条 新空港法第4条、第6条、第9条、第25条、第27条及び第31条の規定にかかわらず、新空港法第4条第1項第5号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第4条第2項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。

2～5 (略)

○ **航空法（昭和27年法律第231号）（抜粋）**

（定義）

第2条

1～4 (略)

5 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

6～21 (略)

（注）下線は当省が付した。

表(2)ーアー② 空港土木施設における施設破損事例

施設名	破損事例
誘導路	<p>○ 劣化により舗装剥離が発生</p> 

(注) 当省の調査結果による。

表(2)ーアー③ 国管理空港の空港別収支状況(平成21年度)

(単位:百万円)

空港名	営業収益	営業費用	営業損益
東京国際空港	50,845	34,612	16,232
新千歳空港	8,215	6,363	1,851
福岡空港	8,915	14,888	▲5,973
那覇空港	3,695	9,176	▲5,481
稚内空港	81	1,053	▲973
釧路空港	298	1,548	▲1,250
函館空港	657	1,927	▲1,270
仙台空港	1,406	3,161	▲1,755
新潟空港	489	1,873	▲1,384
広島空港	1,404	1,826	▲422
高松空港	726	1,278	▲552
松山空港	1,096	1,310	▲214
高知空港	544	1,199	▲655
北九州空港	516	2,398	▲1,881
長崎空港	1,043	1,419	▲376
熊本空港	1,381	1,716	▲334
大分空港	805	1,202	▲397
宮崎空港	1,244	1,889	▲645
鹿児島空港	1,941	1,997	▲56

(注) 1 「平成21年度空港別収支試算結果の公表」(平成23年7月26日国土交通省)のうち、一般会計財源非配分型(企業会計の考え方を取り入れた空港別収支(損益))による試算結果に基づき当省が作成した。

2 営業損益は、四捨五入の関係で一致しない。

表(2)ーアー④ 空港別収支の作成パターン(国管理空港)

パターン名	内容
一般会計財源非配分型	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港整備事業費、空港整備経費等の空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上</li> <li>一般会計受入を各空港の歳入や収益に加えない</li> </ul>
一般会計財源(航空機燃料税財源)配分型	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港整備事業費、空港整備経費等の空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上</li> <li>一般会計受入のうちの航空機燃料税財源分の一部を歳入や収益に計上</li> <li>航空機燃料税財源の各空港への配分は、当該年度の各空港の空港整備事業費歳出額に比例して行う</li> </ul>
一般会計財源(純粋一般会計財源及び航空機燃料税財源)配分型	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港整備事業費、空港整備経費等の空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上</li> <li>純粋一般財源も含めた一般会計受入の一部を歳入や収益に計上</li> </ul>
一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港整備事業費、空港整備経費等の空港整備に係る歳出や費用は各空港に計上しない</li> <li>一般会計受入を各空港の歳入や収益には加えない</li> <li>空港整備に係る歳入、収益である借入金や地方公共団体工事費負担金も併せて歳入や収益から除外する</li> </ul>

(注) 1 国土交通省の資料に基づき当省が作成した。

2 国土交通省は、キャッシュフローベースの収支と企業会計の考え方を取り入れた収支(損益)の試算において、一般会計受入分(純粋一般財源及び航空機燃料税財源分)の取扱い及び資本形成に関わる歳出・費用(空港整備経費、減価償却費等)の取扱いに関し、上記の4パターンに区分し、それぞれに対応する計算結果を明らかにしている。

3 「空港整備事業費」とは、キャッシュフローベースにおける空港整備に係る歳出をいう。

4 「空港整備経費」とは、企業会計ベースにおける空港整備に係る費用をいう。